

# ■外国人市民を対象とした防災出前講座

ぼうさいでまえこうぎ じゆんびがくしゅう  
防災出前講座 準備学習

さんこうしりょう  
参考資料5

2014/06/06 川崎市 ふれあい館

1. <sup>なまえ</sup>名前と<sup>じゆうしょ</sup>住所、<sup>でんわばんごう</sup>電話番号を<sup>か</sup>書いてください。

<sup>にほんご</sup>（日本語で書けますか？）

<sup>しめい</sup> 氏名	
<sup>じゆうしょ</sup> 住所	
<sup>でんわ</sup> 電話	

2. <sup>なまえ</sup>名前と<sup>じゆうしょ</sup>住所、<sup>でんわばんごう</sup>電話番号を<sup>い</sup>ってください。

<sup>はや</sup>（速く、<sup>じょうず</sup>上手に言えますか？ <sup>み</sup>見ないで、<sup>い</sup>言えますか？）

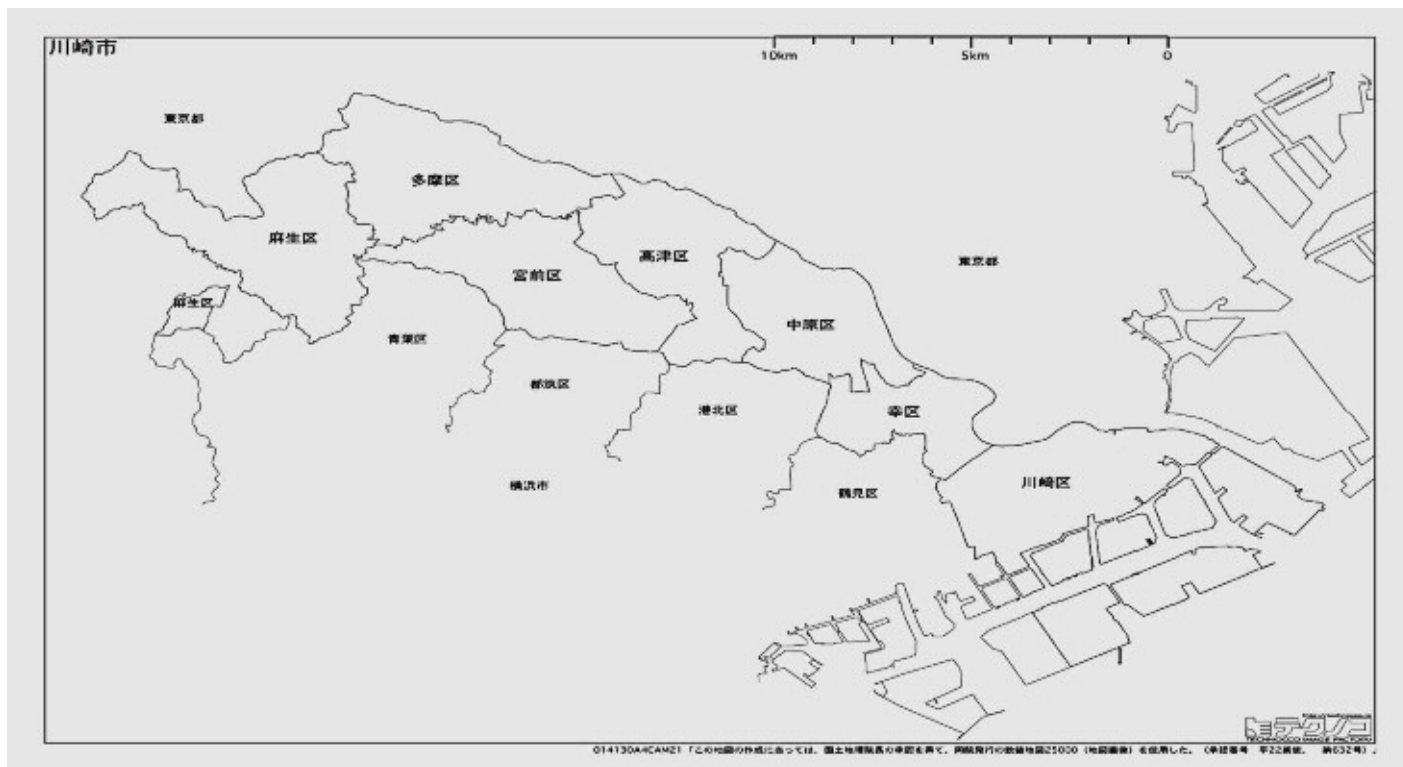
3. <sup>ちず</sup>地図を<sup>み</sup>見て、<sup>はな</sup>話しましょう。

① <sup>いえ</sup>あなたの家はどこ（どの<sup>へん</sup>辺）ですか？ <sup>か</sup>書いてください。

② <sup>うみ</sup>海はどちらですか？

③ <sup>かわさきえき</sup>川崎駅はどこ（どの<sup>へん</sup>辺）ですか？<sup>か</sup>書いてください。

④ あなたと<sup>かぞく</sup>家族の<sup>かいしゃ</sup>会社・<sup>がっこう</sup>学校はどこ（どの<sup>へん</sup>辺）ですか？<sup>か</sup>書いてください。



おお じしん き  
大きい地震が来たら

どうしますか？

じしん とき  
地震の時のために、

どんな じゅんび 準備をしたらいい？



かんしき じがっきゅう  
ふれあい館識字学級

ぼうさい で まえこうざ  
防災出前講座

くやくしょ ひと おし  
区役所の人が教えてくれます。

つうやく  
通訳もあります。

ちいき ひと べんきょう  
地域の人みんなで勉強しましょう！



にちじ ろくがつとおか かようび  
日時：6月10日 火曜日

じ じ  
10時～12時

ばしょ かん  
場所：ふれあい館2Fホール

と あ かん  
問い合わせ：ふれあい館 044(276)4800

Ano ang gagawin mo

Kung malakas na lindol?

Ang dumating

Ano ang dapat na gawing paghahanda sa lindol?



Fureai hall sikiji gakyu (Literacy class)

## Pag-aaral sa Pag-iwas ng sakuna (lindol)

mula sa pamamagitan ng manggagawa lungsod  
may interpreter

Sama-sama nating pag-aralan ang pag-iwas  
ng sakuna



Kailan : June 10. (Tue)

Oras : 10:00~11:30

Lugar : Fureai Hall 2f

Para sa mga katanungan : Fureai Hall 044 (276) 4800

## 外国人人口の推移等について（平成22年度国勢調査）

表23 外国人人口の推移

年次別 区別	外国人人口			性比	外国人 人口の 割合(%)
	総数	男	女		
平成2年	12 113	6 351	5 762	110.2	1.0
7年	16 022	8 427	7 595	111.0	1.3
12年	16 847	8 073	8 774	92.0	1.3
17年	18 972	8 849	10 123	87.4	1.4
<b>平成22年</b>	<b>26 502</b>	<b>11 802</b>	<b>14 700</b>	<b>80.3</b>	<b>1.9</b>
川崎区	8 991	3 799	5 192	73.2	4.1
幸区	3 074	1 341	1 733	77.4	2.0
中原区	3 727	1 713	2 014	85.1	1.6
高津区	3 246	1 461	1 785	81.8	1.5
宮前区	2 375	1 108	1 267	87.5	1.1
多摩区	3 316	1 515	1 801	84.1	1.6
麻生区	1 773	865	908	95.3	1.0

(注)総数には無国籍及び国名不詳を含みます。

表24 国籍別外国人人口

年次別 区別	総数	韓国・朝鮮	中国	アメリカ	フィリピン	ブラジル	その他
平成2年	12 113	7 705	1 399	432	621	-	1 956
7年	16 022	7 806	2 620	483	1 474	1 177	2 388
12年	16 847	7 724	3 270	471	1 811	794	2 586
17年	18 972	7 114	4 455	556	2 055	728	4 064
<b>平成22年</b>	<b>26 502</b>	<b>7 357</b>	<b>7 591</b>	<b>672</b>	<b>2 909</b>	<b>772</b>	<b>7 201</b>
川崎区	8 991	3 441	2 295	41	1 001	478	2 213
幸区	3 074	834	967	76	335	45	862
中原区	3 727	824	1 131	133	399	54	1 240
高津区	3 246	715	944	111	437	77	1 039
宮前区	2 375	550	600	99	278	49	848
多摩区	3 316	645	1 046	97	345	38	1 183
麻生区	1 773	348	608	115	114	31	588
区 の 割 合 ( % )							
全市	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
川崎区	33.9	46.8	30.2	6.1	34.4	61.9	30.7
幸区	11.6	11.3	12.7	11.3	11.5	5.8	12.0
中原区	14.1	11.2	14.9	19.8	13.7	7.0	17.2
高津区	12.2	9.7	12.4	16.5	15.0	10.0	14.4
宮前区	9.0	7.5	7.9	14.7	9.6	6.3	11.8
多摩区	12.5	8.8	13.8	14.4	11.9	4.9	16.4
麻生区	6.7	4.7	8.0	17.1	3.9	4.0	8.2
区 の 増 加 率 ( % )							
全市	<b>39.7</b>	<b>3.4</b>	<b>70.4</b>	<b>20.9</b>	<b>41.6</b>	<b>6.0</b>	<b>77.2</b>
川崎区	31.5	△ 6.5	102.7	△ 8.9	71.4	3.0	137.2
幸区	36.2	4.6	57.2	24.6	23.6	△ 6.3	85.4
中原区	54.6	9.4	77.3	68.4	51.1	0.0	99.0
高津区	41.3	1.0	74.5	7.8	18.4	26.2	101.7
宮前区	28.2	25.6	18.8	0.0	51.9	32.4	43.7
多摩区	51.1	38.4	59.7	11.5	11.7	△ 5.0	85.7
麻生区	57.7	27.5	64.8	40.2	52.0	29.2	95.3

(注)平成7年・12年は総数に、平成2年・17年・22年はその他に、国籍「不詳」を含みます。

## 直近 4 ヲ年の外国人人口推移

国名	H26.4	H25.3	H24.3	H23.3
	川崎市			
合計	29,811	29,122	31,121	32,146
中国	10,028	9,716	10,486	10,611
韓国又は朝鮮	7,899	8,060	8,654	9,066
フィリピン	3,653	3,564	3,852	3,836
インド	789	962	1,038	1,155
ブラジル	754	774	930	1,123
その他	6,688	6,046	6,161	6,355

H26.4	H25.3	H24.3	H23.3
川崎区			
11,076	10,848	11,508	11,932
3,591	3,338	3,558	3,544
3,622	3,775	4,042	4,293
1,407	1,352	1,420	1,398
375	496	551	591
460	473	554	697
1,621	1,414	1,383	1,409



## 災害時の避難支援に 一高齢者や障害者の名簿作成一

# 災害時要援護者避難支援制度のご案内

川崎市では、災害時に自力で避難することが困難な災害時要援護者の方々から名簿登録の申込みをしていただき、地域の支援組織に名簿を提供し、地域において共助による避難支援体制づくりを行う「災害時要援護者避難支援制度」を実施しています。

### 1. 災害時要援護者避難支援制度の登録申込み

地域への情報提供について同意される災害時要援護者の方は、裏面記載の申込先に「災害時要援護者避難支援制度登録申込書」を提出して、名簿登録をしてください。

名簿登録後、区役所から支援組織となる町内会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員などの地域団体に名簿を提供します。

### 2. 申込みできる方

次のいずれにも該当する方です。

- (1) 災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある方で、在宅で生活している方
- (2) 支援組織への個人情報の提供に同意する方

### 3. 登録された方への支援内容

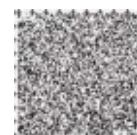
- (1) 平常時には  
支援組織に該当地域の要援護者の名簿を提供します。支援組織が、自宅を訪問し、身体等の状態、災害時における情報伝達の手段や避難支援の方法等について確認をします。
- (2) 災害時には  
風水害時には、避難に時間がかかる要援護者が、いち早く安全に避難できるよう、避難支援を行います。また、震災時等には、安否確認等を行います。

### 4. 申込みにあたって

災害時の状況によっては、支援者の多くも被災者になりうることから、この制度に登録することで、災害時等の支援を必ず保証されるものではないことを、ご理解くださいますようお願いいたします。

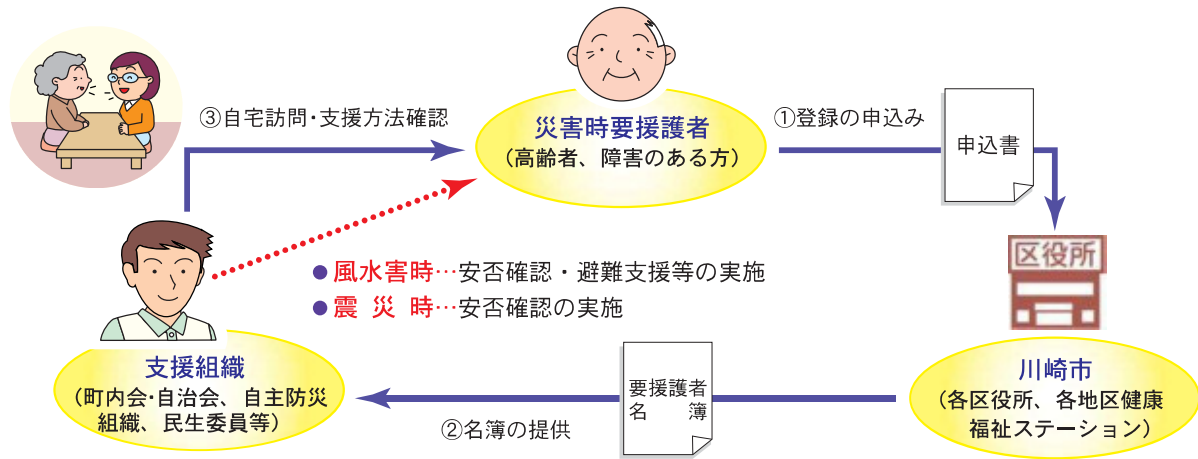
日ごろから町内会活動や防災訓練等に参加するなどして、積極的に地域の方々と交流する機会を増やしましょう。

裏面もお読みください





## 5. 制度の流れ



## 6. 個人情報の取扱い

登録していただいた個人情報については、行政内及び支援組織内において適正に管理し、申し込まれた方の避難支援以外の目的には使用しません。

### 登録の申込みはこちらまで

お住まいの区役所・地区健康福祉ステーションへ  
お願いします。(市外局番044)

#### 川崎区役所

〒210-8570 川崎区東田町8  
・保健福祉サービス課(障害者支援担当)  
(TEL 201-3215 FAX 201-3293)  
・高齢者支援課(高齢者支援担当)  
(TEL 201-3080 FAX 201-3293)

#### 大師地区健康福祉ステーション

〒210-0812 川崎区東門前2-1-1  
・障害者支援担当  
(TEL 271-0162 FAX 271-0128)  
・高齢者支援担当  
(TEL 271-0157 FAX 271-0128)

#### 田島地区健康福祉ステーション

〒210-0852 川崎区鋼管通2-3-7  
・障害者支援担当  
(TEL 322-1984 FAX 322-1994)  
・高齢者支援担当  
(TEL 322-1986 FAX 322-1994)

#### 幸区役所

〒212-8570 幸区戸手本町1-11-1  
・保健福祉サービス課(障害者支援担当)  
(TEL 556-6654 FAX 555-3191)  
・高齢者支援課(高齢者支援担当)  
(TEL 556-6619 FAX 555-3192)

#### 中原区役所

〒211-8570 中原区小杉町3-245  
・保健福祉サービス課(障害者支援担当)  
(TEL 744-3265 FAX 744-3343)  
・高齢者支援課(高齢者支援担当)  
(TEL 744-3217 FAX 744-3345)

#### 高津区役所

〒213-8570 高津区下作延2-8-1  
・保健福祉サービス課(障害者支援担当)  
(TEL 861-3252 FAX 861-3238)  
・高齢者支援課(高齢者支援担当)  
(TEL 861-3255 FAX 861-3249)

#### 宮前区役所

〒216-8570 宮前区宮前平2-20-5  
・保健福祉サービス課(障害者支援担当)  
(TEL 856-3260 FAX 856-3171)  
・高齢者支援課(高齢者支援担当)  
(TEL 856-3242 FAX 856-3163)

#### 多摩区役所

〒214-8570 多摩区登戸1775-1  
・保健福祉サービス課(障害者支援担当)  
(TEL 935-3296 FAX 935-3395)  
・高齢者支援課(高齢者支援担当)  
(TEL 935-3266 FAX 935-3396)

#### 麻生区役所

〒215-8570 麻生区万福寺1-5-1  
・保健福祉サービス課(障害者支援担当)  
(TEL 965-5159 FAX 965-5205)  
・高齢者支援課(高齢者支援担当)  
(TEL 965-5148 FAX 965-5206)

川崎市ホームページアドレス <http://www.city.kawasaki.jp/>



川崎市総合コンタクトセンター

サンキューコール  
かわさき

電話 044-200-3939

サンキューサンキュー

午前8時～午後9時  
(年中無休)

電話の他に、FAX、電子メール、手紙もお受けします。FAX 044-200-3900 URL:<http://www.contact.city.kawasaki.jp>  
川崎市の市政に関するお問い合わせや御意見、御相談などは、こちらへ



## 川崎市ひとり暮らし等高齢者見守り事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、ひとり暮らし等の高齢者の安否の確認と話し合いの機会を増すことにより、地域社会において高齢者が安心して日常生活を営むことができるよう配慮し、もって高齢者福祉の向上に資することを目的とする。

### (対象者)

第2条 この事業の対象者は、ひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の高齢者（以下「ひとり暮らし等高齢者」という。）とする。

### (見守りの実施)

第3条 見守りについては、行政をはじめとして、川崎市社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）、町内会・自治会、老人クラブやボランティア等、地域において相互に連携・協力を図るものとする。

### (見守り基準)

第4条 福祉事務所長は、市が別に定める見守り基準により、民生委員等に対象者世帯への訪問を依頼する。

### (見守りカード)

第5条 民生委員は、見守りの内容について、高齢者あんしん見守りカード（以下「見守りカード」という。）により、福祉事務所長に適宜報告するものとする。

### (見守り内容の変更)

第6条 福祉事務所長は、必要に応じて保健所、地域包括支援センター、民生委員等関係機関による協議を行い、訪問回数等見守り内容の変更を行うものとする。

### (個人情報の保護)

第7条 この事業の関係者は、見守りを通して知り得た個人情報の保護に努めなければならない。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康福祉局長が別に定める。

### 附則

この要綱は、平成14年9月1日から施行する。

## 川崎市老人クラブ友愛チーム活動事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、老人クラブ友愛チーム（以下、「友愛チーム」という。）が地域に住むねたきり病弱等のハンディキャップをもつ高齢者を対象に、高齢者の孤独感を解消し、生きがいをもって日常生活が送れるよう友愛活動事業を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象者)

第2条 友愛チーム活動事業の対象者は、地域に住む病弱の高齢者（ねたきりの方を含む）、ひとり暮らしの高齢者、また家族と暮らしていても日中ひとりになる高齢者及び友愛チームの訪問が適当であると認められる高齢者で、おおむね60歳以上のものとする。

### (友愛チームの構成及び対象者数)

第3条 友愛チームは、老人福祉に関し深い理解と熱意を持つ老人クラブ会員並びに準会員をもって構成する。

2 友愛チームの構成は、5人以上をもって構成するものとする。

3 友愛チーム対象者は、1チームおおむね3人以上とする。

### (実施主体)

第4条 この事業は、公益財団法人川崎市老人クラブ連合会（以下、「市老連」という。）の各区（地区）老人クラブ連合会（以下「区老連」という。）及び単位クラブが主体となって友愛チームを編成し、実施する。

### (業務の内容)

第5条 友愛チームの活動については、対象者や家族の要望を把握のうえ、話し相手を基本に活動し、月1回の定期訪問と必要に応じての随時訪問を実施し、また必要に応じて家事援助を行うなど活動にあたっては、状況に応じた柔軟な対応をするものとする。

また、対象者への訪問は、原則として友愛チーム員2名以上で行うものとする。

#### (1) 話し相手

- ア. 世間話や高齢者の活動情報の提供
- イ. 生活・身上等に関する相談や助言
- ウ. 対象者や家族に関する必要な情報の提供
- エ. その他、生きがいの促進に関する助言・激励

#### (2) 家事援助等

- ア. 生活用品の買物、衣類の洗濯、補修等の家事援助
- イ. 外出援助
- ウ. その他、日常生活援助

(友愛チーム員に遵守事項)

第6条 友愛チーム員は業務を実施するにあたり、次に掲げる事項を守り、十分は配慮しなければならない。

- (1) 対象者の要望、家族の要望を十分に把握すること
- (2) 対象者の人格を尊重し、本人や家族と対等の信頼関係をきづくこと
- (3) 対象者や家族のプライバシーは、絶対に他に漏らさないこと
- (4) 老人クラブ活動や在宅福祉サービス等の情報を提供すること
- (5) 高齢者を援助する関係機関が行う見守りネットワークづくりに参加すること

(他機関との連携)

第7条 友愛チームは、その活動を行うにあたり、地域において高齢者を援助する関係機関(福祉事務所、社会福祉協議会、民生児童委員、ホームヘルパー、高齢者福祉施設、医師、保健師、町内会等)と密接な連携をとりあうものとする。

(友愛チームの書類提出)

第8条 友愛チーム代表者は単位老人クラブの会長とし、毎年度4月30日までに、川崎市老人クラブ友愛チーム補助金交付申請書(第1号様式)と老人クラブ友愛チーム活動訪問計画書等(第2-1号様式、第2-2号様式)を、また翌年の4月15日までに老人クラブ友愛チーム活動実績報告書(第5、6号様式)及び決算書(第7号様式)を区老連会長に提出し、区老連会長は市老連理事長に提出するものとする。

2 友愛チームの代表者は次の各号の1に該当するときは、速やかに所定の様式により区老連会長を通じ、市老連理事長に提出しなければならない。ただし、第3号に該当するものについては区老連で把握するものとし、この限りではない。

- 友愛チーム代表者、会計担当者に変更があるとき  
老人クラブ友愛チーム代表者・会計担当者・チーム員・対象者変更届(第3号様式)
- 友愛チーム員に変更があるとき  
老人クラブ友愛チーム代表者・会計担当者・チーム員・対象者変更届(第3号様式)
- 友愛チームの対象者に変更があるとき  
老人クラブ友愛チーム代表者・会計担当者・チーム員・対象者変更届(第3号様式)
- 友愛チームを解散するとき  
老人クラブ友愛チーム解散届(第4号様式)
- 友愛チーム名に変更があるとき  
老人クラブ友愛チーム名変更届(第8号様式)

(活動費の交付)

第9条 市老連は、当該年度予算の範囲内で区老連会長の老人クラブ友愛チーム活動費補助金交付申請書の提出により、活動費補助金を区老連を経由して友愛チームに交付するものとする。

(友愛チームの解散及び停止)

第10条 市老連理事長は、友愛チームが次の各号の1に該当すると認めるときは、当該友愛チームを解散または業務の停止をさせ、活動費の全部または一部の返還を求めることができる。

- (1) 業務の遂行に支障があり、またはこれに堪えられない場合
- (2) 業務を怠り、または業務上義務に違反した場合
- (3) 友愛チームとして、ふさわしくない非行があった場合
- (4) 友愛チームとして業務を行う必要がなくなった場合

(研究協議会)

第11条 友愛チーム活動事業の充実を図るため、川崎市友愛チーム研究協議会を年1回以上開催するものとする。

(書類の整備等)

第12条 活動費の交付を受けた友愛チーム代表者は、訪問等の活動記録簿類やこの事業に係わる収入及び支出の状況等を明らかにできる帳簿類を常に整備する他、これらの書類及び関係帳簿、証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

(委 任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市老連理事長が定める。

付 則

1. この要綱は、昭和59年4月1日から実施する。
1. この実施要綱の一部改正規定は平成7年5月9日から施行し、平成7年4月1日から適用する。
1. この実施要綱の一部改正規定は平成8年1月25日から施行する。
1. この実施要綱の改正規定は平成9年5月21日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

付 則

1. この実施要綱の一部改正は平成13年3月16日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

付 則

1. この実施要綱の一部改正は平成15年3月19日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

付 則

1. この実施要綱の一部改正は平成25年4月1日から施行する。

付 則

1. この実施要綱の一部改正は平成26年4月1日から施行する。

## 川崎市老人クラブ連合会

### 平成26年度友愛チーム

区・地区	友愛チーム数	活動員数	対象者数
中央地区	52	320	320
大師地区	50	298	300
田島地区	53	296	226
幸区	65	425	358
中原区	40	251	217
高津区	44	270	244
宮前区	28	187	189
多摩区	61	372	309
麻生区	8	58	62
合計	401	2,477	2,225

平成26年4月1日